

議 長	委員長	局 長	係 長	係

第 10 回議会運営委員会 会議記録

日 時	開会	令和 4 年 11 月 1 日 (火) 午後 1 時 58 分				
	休憩	14:55～15:25				
	閉会	令和 4 年 11 月 1 日 (火) 午後 4 時 04 分				
会議場所	斜里町総合庁舎 3 階 委員会室					
出席委員	委員長	佐々木 健 佑		委員	山内 浩 彰	
	副委員長	若 木 雅 美		委員	木 村 耕一郎	
	委員	久 野 聖 一		議長	金 盛 典 夫	
	委員外議員	須 田 修一郎				
欠席委員						
参 考 人						
傍聴者数	一 般 者	名	報道関係者	名	議 員	名
事務局職員	事務局長 平田 和司		議事係長 宮下 直人			
<p>議会運営委員会を開催したので下記により記録する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 正副議長選挙立候補制について (説明者：説明・提案内容) 平 田：レジュメ及び資料により説明。 (具体的な議論事項) ◆委員会として確認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意志表明の場を本会議で行うかどうか。 ・本会議で行う場合、議事日程に記載して、その後に選挙の宣告を行う。 ・地方自治法が公職選挙法の規定を準用していないため、意思表示を行っていない者の得票も排除されない。 <p>(決定事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意志表明の場を本会議で行う。ただし、インターネット配信もあるため、町民に対し誤解を生じさせないように、臨時議長の次第についてははっきりとした内容で記載すること。 ・11 月臨時会議終了後の議員協議会にて全議員に対し説明を行い、合意をもらう。また、意思表示の場を設定するにあたり、要綱の整備の必要があるかを確認する。また、作成する場合は他の議会における要綱と複数の比較のうえ作成し、12 月定例会にて要綱を示すこととする。 <p>(質疑等)</p> <p>久 野：たとえば意思表示を行い、その後指名推薦者が複数いた場合はどうなるのか。 佐々木：その時点で「異議あり」と同様となるため、投票による選挙となる。</p> <p>(主な意見等)</p> <p>木 村：この件については議会運営委員会以外にも影響がある話である。事前に話を持ち掛けてお</p>						

いた方がよいと考える。また、要綱については必要だという判断になってから作るべきでは。二度手間になってしまう。

金 盛：それだと提案するのがいつになるかわからない。ある程度、形を作ってから示すべきである。

14:55～15:25 休憩

若 木：なぜこの件を議論したか。原点は「開かれた議会」、透明性の確保であり、そこを忘れずにしておく必要がある。

木 村：意思表示に際し、届け出に申し入れをどのように行うか。私はあらかじめ臨時議長に申し入れを行うことがよいかと考える。形式的なことは行わずに、立候補制と誤解されないように。

2. その他

・11月臨時会議前段の議会運営委員会について、事務局の準備のため午前9時からで予定したい。
⇒異議なし。

・臨時会に際し、宮内議員逝去にかかる対応について

①議員席に花を置くこと。

②本会議前に黙とうを行うか。

③追悼演説を行うか。（前回 H12 に実施）

（主な意見等）

木 村：そもそも行うとすれば開議前に行うことであり、議事日程に関連することではないため、議会運営委員会で決定することではない。本来、議長が決めることである。

金 盛：対応が必要であると判断し、局長に相談したうえで議会運営委員会に諮ってもらうこととなった。追悼演説については誰が行うかなど、意見を伺いたい。

平 田：前回（H12）は遺族に議員席に座ってもらっていた。

木 村：安倍首相の国葬を見ると、遺族は傍聴席にいたため、国にならって遺族は傍聴席でよいかと思う。

佐々木：追悼演説については副議長がよいかと。

木 村：副議長という立場、また宮内議員と同期であるということも含め、よいかと思う。

平 田：それでは11月臨時会議前段に黙とう、その後に追悼演説を行うことで進めたい。

平 田：11月臨時会議では議員の旅行に関する申し合わせについて改正を行う予定である。また、令和5年度当初予算の経常予算について、各議員に試算を示したいと考えている。

資料：03-1 [資料 1-1] 正副議長の立候補制の整理

03-2 [資料 1-2] 正副議長所信表明要領 比較（案）

音声データ：04 [音声] 221101_第10回議運委員会